

「保険で自宅修理ができる」と

工事を勧める事業者に注意！



【相談事例】 業者が突然やって来て、「火災保険で自宅の修理が無料でできる。」と言われた。保険申請も全部やってくれると言うが、塀や屋根は台風で壊れたものではない。本当に無料でできるのか。



火災保険などの損害保険は、自然災害などの事故による被害を補償します。上記相談事例の場合は、経年劣化（老朽化）による家屋の不具合なので、火災保険の補償対象外です。保険金はありません。

補償の対象範囲（保険がおりるかどうか）については、契約している保険会社に確認してください。

経年劣化による家屋の不具合を『自然災害が原因』と偽って保険会社に保険金を請求させ、補修工事を勧める悪質な事業者もいます。

申告内容が嘘だと分かった場合、保険契約の解除や支払われた保険金の返金を求められるなど、契約者が思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。



保険申請手数料などを請求する事業者もありますが、保険の申請方法は、保険会社が無料で親切丁寧に教えてくれます。

「自己負担なしで修理できると言われたので事業者と契約したが、保険金がおらなかった。」という相談もありました。

家屋の修理工事などの高額な契約は、必ず3社以上から相見積もりを取り、慎重に検討してください！「今日契約してくれたら、割引します。」と即決するように求める事業者とは、契約しないようにしましょう。

台風、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。

悪質商法は被災地だけが狙われるとは限りません。電話や訪問で義援金を求める、義援金詐欺などの事例も報告されています。公的機関が電話や訪問で義援金を求めることはありません。募金や義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。

困ったことになったら、一人で悩まず、消費生活センターに相談してください。

～ 伊勢市消費生活センター ☎ (0596) 21-5717 ～